

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス 使用料規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス(以下「JRC」という)が、音楽出版社その他著作権を有する者等(以下「委託者」という)から取次ぎによる管理の委託を受けた音楽の著作物(以下「著作物」という)について、JRCが著作物の利用者との間で締結する利用許諾契約に基づいて、利用者から徴収する使用料の額等を定めることを目的とする。

(利用許諾の区分)

第2条 著作物の利用許諾は、次の利用方法を一の利用区分として行うものとし、その使用料は利用区分によって第3条から第10条に定める額とする。

(1) レコードへの複製等

音楽再生を主たる目的としてレコード(コンパクトディスク、アナログディスク、ミニディスク、録音テープ、ICチップ、半導体メモリ等の記憶媒体)へ著作物を複製し(工業製品等に組み込まれる形で使用されるものを含む。)またはその複製物により譲渡すること。

(2) ビデオグラムへの複製等

音をもっぱら映像とともに再生することを目的としてビデオグラム(ビデオテープ、ビデオディスク等の記憶媒体)へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。ただし、(3)(4)に含まれるものは除く。

(3) マルチメディアパッケージ(ゲームソフトを含む)への複製等

音をもっぱら画像やテキストや映像などとともに再生させることを目的として、総再生時間を特定できない方法でマルチメディアパッケージ(ゲームソフトを含む)(CD-Rom、DVD-Rom等の記憶媒体)へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。

(4) 映画録音

映画館などの場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に映像とともに著作物を複製し、またはその複製物により頒布すること。

(5) コマーシャル送信用録音

放送、有線放送、又はインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、その固定物を複製し、またはその複製物により頒布もしくは譲渡すること。

(6) インタラクティブ配信(業務用通信カラオケ及び専用端末を用いた家庭用通信カラオケを除く。)

著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴って複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用すること

(レコードへの複製等における使用料)

第 3 条 レコードへの複製等により著作物を利用する場合のレコード 1 枚（オルゴールの場合は 1 台）著作物 1 曲（曲とは、歌詞、楽曲、および歌詞を伴う楽曲をいう。以下、同じとする。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

（1）市販用レコード

定価の明示のある場合は、著作物 1 曲につき当該レコードの税抜定価の 6% をそのレコードに収録されている著作物の数で除して得た額、又は 10 円のいずれが多い額以内とする。

定価の明示のない場合は、著作物 1 曲あたり 10 円以内とする。

（2）オルゴール（電気装置を伴うオルゴール又はミュージックサイレンその他これに類するものを含む）

著作物 1 曲につき、当該オルゴール 1 台の税抜卸売価格の 10% をそのオルゴールに収録されている著作物の数で除して得た額以内とする。

（3）その他のレコード

本条(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の目的等の事情を鑑みた上で、著作物 1 曲につき 10 円以内とする。

（ビデオグラムへの複製等における使用料）

第 4 条 ビデオグラムへの複製等により著作物を利用する場合のビデオグラム 1 本、著作物 1 曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

（1）製品記載価格のある場合は、税抜製品価格の 6% をそのビデオグラムに収録されている著作物の数で除して得た額、または 15 円のいずれが多い額以内とする

（2）製品記載価格のない場合は、著作物 1 曲あたり 15 円以内とする。

（3）その他のビデオグラム

本項(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の目的等の事情を鑑みた上で、著作物 1 曲につき 15 円以内とする。

2 委託者の同意があり、かつ委嘱によって当該ビデオグラムのために新たに作曲された著作物を利用する場合、又はビデオグラムに占める著作物の割合が非常に僅少な場合は、販売個数にかかわらず、定額を使用料とすることができる。

3 テレビジョン放送で使用することを目的として製作されるビデオグラム及び専ら映画館等の施設において公に上映することを目的として製作されるビデオグラムについては、本条から除外する。

（マルチメディアパッケージ（ゲームソフトを含む）への複製等における使用料）

第 5 条 マルチメディアパッケージ（ゲームソフトを含む）への複製等により著作物を利用する場合のマルチメディアパッケージ 1 本、著作物 1 曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

（1）製品記載価格のある場合は、税抜製品価格の 6% をそのマルチメディアパッケージに収録されている著作物数で除して得た額、または 15 円のいずれが多い額以内とする。

（2）製品記載価格のない場合は、著作物 1 曲あたり 15 円以内とする。

(3) その他のマルチメディアパッケージ

本項(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の目的等の事情を鑑みた上で、著作物1曲につき15円以内とする。

- 2 委託者の同意があり、かつ委嘱によって当該マルチメディアパッケージのために新たに作曲された著作物を利用する場合、又はマルチメディアパッケージに占める著作物の割合が非常に僅少な場合は、販売個数にかかわらず、定額を使用料とすることができる。
- 3 テレビジョン放送で使用することを目的として製作されるマルチメディアパッケージ及び専ら映画館等の施設において公に上映することを目的として製作されるマルチメディアパッケージについては、本条から除外する。

(映画録音における使用料)

第6条 映画館などの場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に映像とともに著作物を複製し、またはその複製物により頒布する場合の使用料は、委託者が定めることとする。

(コマーシャル送信用録音における使用料)

第7条 放送、有線放送、又はインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、その固定物を複製し、またはその複製物により頒布もしくは譲渡する場合の使用料は、委託者が定めることとする。

(インタラクティブ配信における使用料)

第8条 インタラクティブ配信において著作物を利用する場合の使用料は、第2項から第5項の定めにより算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。なお、本条における用語の解釈は次の定義に従うものとする。

(1) ダウンロード形式

受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物のデータの全てまたは一部を複製して著作物をオフラインで再生、表示することを目的とした利用の形式。この形式による配信を「ダウンロード配信」とする。

(2) 秒数制限

著作物データの利用に設けられている一回の再生における総再生可能時間の制限。

(3) 日数制限

著作物データの利用に設けられている再生可能日数の制限。

(4) ストリーミング形式

受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物のデータを複製する意図を持たずオンラインで再生することを目的とした利用の形式。この形式による配信を「ストリーミング配信」とする。

(5) 番組

著作物の一の利用方法にてストリーミング配信サービスとして提供される単位。

(6) 収入

情報料収入、広告収入、会費収入等番組に係わる一切の収入。

(7) リングバックトーン

携帯電話、固定電話等の端末において、発呼者である受信者に対し、回線交換作業が終了し、被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音として、著作物をストリーミング配信すること。

(8) サブスクリプション

一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが、当該期間中ダウンロードできる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲1回の配信の税抜価格を計算することができない場合のうち、ダウンロード配信された著作物を再生できる期間が、受信者が当該サービスの月額もしくは年額会費等を支払うことによって利用資格を有している期間に制限されている場合。

(9) 視覚的データ

楽譜もしくは歌詞のテキストデータ、もしくはそのPDF形式のデータ等、楽譜・歌詞を視覚的に確認できるデータ。

(10) オンライン表示形式

受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物の視覚的データを複製する意図を持たず視覚的データを全てまたは一部をウェブブラウザ等にてオンラインで表示することを目的とした利用の形式。

2 包括的な利用許諾契約に基づいて著作物を利用する場合（音楽のみの利用、音楽に映像・視覚的データを伴うもの含む）は以下の定めによるものとする。

(1) ダウンロード形式による配信利用の場合の使用料単価は以下の通りとし、使用料単価に当該著作物のダウンロード配信の回数に乗じて算出する額を使用料とする。

- a: 著作物1曲の1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
- b: 複数の著作物の1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
- c: 著作物のダウンロード配信について価格設定のなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中ダウンロードできる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の1回のダウンロード配信の税抜価格を計算することができない場合。

| 著作権保護技術の設定条件 | 秒数制限 | 使用料単価 |
|--|------|--|
| 著作物の転送不可 } (1) 著作物の複製不可 } 日数制限：30日間を超える制限、又は無し | 無し | a 販売単価（税抜）の7.5%もしくは7.5円のいずれが多い額。 |
| | | b 著作物1曲につき、販売単価（税抜）を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の7.5%もしくは7.5円のいずれが多い額。 |
| | | c 著作物1曲1回の配信あたり7.5円。 |

| | | | |
|--|----------------------|---|--|
| 著作物の転送不可 著作物の複製不可 } (1) 日数制限：30 日間を超え る制限、又は無し | 45 秒以内 の断片的 使用 | a | 販売単価(税抜)の 6%もしくは 5 円のいずれか多い額。 |
| | | b | 著作物 1 曲につき、販売単価 (税抜) を販売単位に含 まれる全著作物の数で除した額の 6%もしくは 5 円のい ずれか多い額。 |
| | | c | 著作物 1 曲 1 回の配信あたり 5 円。 |
| 著作物の転送不可 著作物の複製不可 } (2) 日数制限：30 日間以内 (3) | 無し | a | 販売単価(税抜)の 5%もしくは 5 円のいずれか多い額。 |
| | | b | 著作物 1 曲につき、販売単価 (税抜) を販売単位に含 まれる全著作物の数で除した額の 5%もしくは 5 円のい ずれか多い額。 |
| | | c | 著作物 1 曲 1 回の配信あたり 5 円。 |
| 著作物の転送不可 著作物の複製不可 } (4) 日数制限：7 日間以内 (3) | 無し | a | 販売単価(税抜)の 4%もしくは 4 円のいずれか多い額。 |
| | | b | 著作物 1 曲につき、販売単価 (税抜) を販売単位に含 まれる全著作物の数で除した額の 4%もしくは 4 円のい ずれか多い額。 |
| | | c | 著作物 1 曲 1 回の配信あたり 4 円。 |
| 著作物の転送 10 回まで可 もしくは 著作物の複製 10 回まで可 日数制限：無し (5) | 無し | a | 販売単価(税抜)の 9%もしくは 9 円のいずれか多い額。 |
| | | b | 著作物 1 曲につき、販売単価 (税抜) を販売単位に含 まれる全著作物の数で除した額の 9%もしくは 9 円のい ずれか多い額。 |
| | | c | 著作物 1 曲 1 回の配信あたり 9 円。 |
| 著作物の転送可 著作物の複製可 日数制限：無し | 無し | a | 販売単価(税抜)の 13.5%もしくは 13.5 円のいずれか 多い額。 |
| | | b | 著作物 1 曲につき、販売単価 (税抜) を販売単位に含 まれる全著作物の数で除した額の 13.5%もしくは 13.5 円のいずれか多い額。 |
| | | c | 著作物 1 曲 1 回の配信あたり 13.5 円。 |

- 1：著作物の転送及び/又は複製可であっても、受信者の環境におけるデータファイルのバックアップ目的の転送であって、転送先のデバイスでの再生の際に、受信者を特定できる方法で再生を可能にする場合は本設定条件とみなす。
- 2：著作物の転送及び/又は複製可であっても、転送・複製後のデータも含めて総再生日数が 30 日以内であるとの制限が設定されている場合は本設定条件とみなす。
- 3：受信者の再生環境において容易に利用制限を解くことが出来る方式による配信の場合は本項適用外とする。
- 4：著作物の転送及び/又は複製可であっても、転送・複製後のデータも含めて総再生日数が 7 日以内であるとの制限が設定されている場合は本設定条件とみなす。
- 5：本設定条件以外の著作権保護技術の設定条件が付されている場合は本項(1)を適用する。

(2) 一の番組のストリーミング形式による配信利用の場合の使用料は以下の通りとする。

| 番組の収入の有無 | 著作物ストリーミング配信の回数を証する使用実績ログ | 使用料 |
|----------|---------------------------|--|
| 有り | 有り | 当該番組で得られる収入金額の3.5%に、著作物の使用実績ログで証される配信回数を、JRC 以外の者が管理する著作物を含む全著作物の配信回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし、最低使用料は月額 1,000 円とする。ただし の場合を除く。 |
| 有り | 無し | 当該番組で得られる収入金額の3.5%、もしくは1ヶ月あたり5,000 円のいずれか多い額。ただし の場合を除く。 |
| 無し | 有り | 年額 5 万円もしくは月額 5,000 円に、著作物の使用実績ログで証される配信回数を、JRC 以外の者が管理する著作物を含む全著作物の配信回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし の場合を除く。 |
| 無し | 無し | 年額 5 万円もしくは月額 5,000 円。ただし の場合を除く。 |

リングバックトーンによる配信利用の場合の使用料は以下の通りとし、使用料単価に当該著作物のリングバックトーンの設定登録回数に乗じて算出する額を使用料とする。

- a: 著作物1曲の1回のリングバックトーン設定登録を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
- b: 複数の著作物の1回のリングバックトーン設定登録を一の販売単位として価格設定がなされている場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定がなされており、当該期間中にリングバックトーン設定登録が行える著作物の曲数に制限がある場合。
- c: 著作物のリングバックトーン設定登録について価格設定のなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中リングバックトーン設定登録できる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の1回のリングバックトーン設定登録の税抜価格を計算することができない場合。

| 使用料単価 | |
|-------|--|
| i) | a 販売単価（税抜）の6%もしくは2円のいずれか多い額。 |
| ii) | b 著作物1曲につき、販売単価（税抜）を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の6%もしくは2円のいずれか多い額。 |

iii) c 著作物1曲1回の設定登録あたり2円。

- (3) サブスクリプション形式による配信利用の場合の使用料は以下の通りとする。
ダウンロード配信にストリーミング配信も含めたパッケージ型サブスクリプション形式による配信利用であって、著作物のダウンロード配信回数、ストリーミング配信回数、受信者のコンピュータやポータブルデバイス等における再生回数の月毎の実績ログを提出できる場合の使用料は、以下の方法によって導き出される「当該サービス構成比」を、月毎の総会費収入に12.5%を乗じた額に乗じて得られる金額、もしくは「当該サービス構成比」を125円に会員数を乗じた額に乗じて得られる金額のいずれか多い額とする。ただし、受信者が当該サービスの利用資格を有している期間の制限を越えて利用する場合のダウンロードにかかる使用料は、本条第2項(1)を適用するものとする。
- (ア) ダウンロード配信回数実績1回を1点。
 - (イ) ストリーミング配信回数実績1回を1点。
 - (ウ) 受信者のコンピュータやポータブルデバイス等における再生回数実績1回を1点。

$$\frac{\text{著作物にかかる(ア)+(イ)+(ウ)}}{\text{JRC以外の者が管理する著作物も含めた全著作物にかかる(ア)+(イ)+(ウ)}} = \text{当該サービス構成比}$$

に定める形式以外のサブスクリプション形式により著作物を利用する場合は、その利用目的、利用様態、その他の事情を考慮して、利用者および委託者と協議の上、使用料を定めるものとする。

- 3 包括的な利用許諾契約に基づいて著作物の視覚的データを利用する場合は以下の定めによるものとする。
- (1) 著作物の視覚的データのダウンロード形式による配信利用の場合には以下の通りとし、使用料単価に当該著作物のダウンロード配信の回数に乗じて算出する額を使用料とする。

- a: 著作物1曲の視覚的データの1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
- b: 複数の著作物の視覚的データの1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
- c: 著作物の視覚的データのダウンロード配信について価格設定がなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中ダウンロードできる著作物の視覚的データの曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の視覚的データの1回のダウンロード配信の税抜価格を計算することができない場合。

| 使用料単価 | |
|-------|---|
| a | 販売単価（税抜）の9%もしくは9円のいずれか多い額。 |
| b | 著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価（税抜）を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。 |
| c | 著作物1曲1回の視覚的データの配信あたり9円。 |

- (2) オンライン表示形式による視覚的データの利用の場合は以下の通りとする。
 視覚的データの印刷もしくは複製が可能な場合は以下の使用料単価に使用実績ログによって証される当該著作物1曲の視覚的データの表示回数を乗じて算出する額を使用料とする。

- a: 著作物1曲1回の視覚的データのオンライン表示に販売単価がある場合。
- b: 複数の著作物の1回の視覚的データのオンライン表示に販売単価がある場合。
- c: 著作物の視覚的データのオンライン表示について価格設定のなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中オンライン表示できる著作物の視覚的データの曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の視覚的データの1回のオンライン表示の税抜価格を計算することができない場合。

| 使用料単価 | | |
|-------|---|---|
| i) | a | 販売単価（税抜）の9%もしくは9円のいずれか多い額。 |
| | b | 著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価（税抜）を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。 |
| | c | 著作物1曲1回の視覚的データの表示にあたり9円。 |

視覚的データを印刷もしくは複製できない技術を付している場合の使用料は以下の通りとする。

| 収入の有無 | | データの表示回数を証する使用実績ログ | 使用料単価 |
|-------|----|--------------------|---|
| i) | 有り | 有り | 当該サービスで得られる収入金額の3.5%に、著作物の使用実績ログで証される表示回数を、全著作物（JRC以外の者が管理する著作物含む）の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし、1ヶ月の最低使用料は1,000円とする。 |
| ii) | 有り | 無し | 当該番組で得られる収入金額の3.5%、もしくは1ヶ月あたり5,000円のいずれか多い額。 |

| | | | |
|------|----|----|--|
| iii) | 無し | 有り | 年額 5 万円もしくは月額 5,000 円に、著作物の使用実績ログで証される表示回数を、JRC 以外の者が管理する著作物を含む全著作物の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。 |
| iv) | 無し | 無し | 年額 5 万円もしくは月額 5,000 円。 |

4 インタラクティブ配信において包括的ではない利用許諾契約に基づいて著作物を利用する場合の使用料は、配信の形式を問わず、著作物 1 曲 1 配信につき利用者が得る情報料の 20%、または 20 円のいずれか多い額に配信の回数に乗じて算出する額以内において、当該利用状況を斟酌して定める。

5 インタラクティブ配信における使用料の特則は、以下のとおりとする。

- (1) 委託者が支配するか、またはその同意のもとにある、収入が無いインタラクティブ配信サイトならびにサービスにおいて、当該委託者の著作物をインタラクティブ配信する場合には、当該委託者からの事前の届け出により、当該使用料を免除することができる。
- (2) 価格の設定が存するにもかかわらず、特定期間または特定対象者等に対してのみ当該価格を減額または免除するなどして、著作物をインタラクティブ配信する場合には、本来の価格設定に基づいて、その使用料を算出する。
- (3) ストリーミング配信のカラオケサービス、および教育・教材目的のインタラクティブ配信の場合には、本条の定めにかかわらず、利用者と協議の上、本規定の率又は額の範囲内で定めることとする。
- (4) 本条に定めのない配信利用方法の出現の可能性等を踏まえ、本条の利用条件や使用料の計算方法等については、利用者代表団体と協議の上、適宜、見直すものとする。

(その他の使用料)

第 9 条 第 3 条から第 8 条に定める利用方法以外の利用方法により著作物を利用する場合は、その利用目的、利用様態、その他の事情を考慮して、利用者および委託者と協議の上、使用料を定めるものとする。

(非一任型で管理する著作物の使用料)

第 10 条 JRC が使用料を定める権限を有しない著作物を利用する場合の使用料は、第 3 条から第 8 条に定める使用料にかかわらず、委託者が定めることとする。

(公示)

第 11 条 JRC は、本規程をインターネット上に設けたウェブサイトにおける掲示により公示する。

附則

(実施日等)

本使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日（平成18年4月1日）から実施する。